〔論　説〕

モンロー・ドクトリンの系譜
―「民主主義と安全」をめぐる一考察

西　崎　文　子

はじめに

大変野心的なプロジェクトのスピーカーとしてお招きいただき光栄に存じます。また、研究会という場であまり顔をあわせる機会の少ない文学の専門家の方々とご一緒できることを大変嬉しく思っています。どれほどのお話ができるかわかりませんし、議論がすれ違ったりするかもしれませんが、専門を超えたところで、自由な発想で対話ができればと思ってここに参りました。

今日のテーマですが、「モンロー・ドクトリンの系譜」という無難な、つまり、およそ想像力を掻き立てられないテーマを選んでしまいました。ただ、白状するならば、実は私個人にとっては「モンロー・ドクトリンの系譜」というテーマは「血湧き肉踊る」ものなのです。と申しますのも、私のアメリカ外交史研究は、まさに「モンロー・ドクトリン」の表象するものを中心に回っているからです。というわけで、やや個人史的なところからスタートさせていただきたいと思います。

1）ウィルソン政権時代のモンロー・ドクトリン

今から30年ほど前、つまり1980年代前半ですが、私が修士課程で取り組んだ論文のタイトルは「モンロー・ドクトリンの普遍化―その試みと挫折―」というものでした。ただ、私はモンロー・ドクトリンそのものを研究

しようと思ったのではありません。そうではなくて、私が研究しようと考えたのは、ウィルソン大統領でした。ウィルソン外交とはどういったものか、この難題に取り組むために、彼のラテン・アメリカ政策、とりわけメキシコ革命への対応を中心に勉強しはじめたところ、しばらくして、私はウィルソンの国際連盟構想と、彼のラテン・アメリカ政策やモンロー・ドクトリン解釈とがつながっていることに気づきました。そして、ウィルソンの連盟構想の誕生と、それが上院で拒否された顛末とを、モンロー・ドクトリンの普遍化の試みと挫折というストーリーで組み立てることができると考えたのです。

もう少し分かりやすくお話するならば、ウィルソン大統領の時代、1910年代のアメリカでは、モンロー・ドクトリンについて二つの解釈が存在していました。その一つは、モンロー・ドクトリンはもはや時代遅れ―old shibboleth―だというものでした。ただし、この立場の人々は、モンロー・ドクトリンを捨ててしまえと言ったのではありません。むしろ、アメリカが単独でモンロー・ドクトリンの目標を追求する時代は終わり、ABC（アルゼンチン、ブラジル、チリ）諸国のようなラテン・アメリカの主要国と連携しあいながらパン・アメリカ主義のもとこれを追求すべきであると主張したのです。お分かりのように、このような論者は、モンロー・ドクトリンは、ヨーロッパ諸国による西半球への介入を拒否したものであると同時に、西半球諸国相互で領土保全と政治的独立とを保障し、共和制を擁護するものだという前提に立っていました。だからこそ、これを「共有」できると考えたのです。

もう一つの考え方は、これとはまったく異なり、モンロー・ドクトリンは20世紀に入ってもアメリカの重要な方針であり、アメリカは自国の政策としてこれを堅持しなければならないというものでした。これは、モンロー・ドクトリンを西半球全体の安全を守るものとしてよりも、アメリカ一国の安全を守るための政策として捉えるものでした。ヨーロッパ諸国を排除しようとしたのも、究極的にはアメリカの安全を確保するためで、ラテン・アメリカ諸国への配慮は副次的なものにすぎないというわけです。つまり、この時代にはモンロー・ドクトリンの本質とは何かをめぐって明確な解釈の違いがあり、それが、これをどうアメリカ外交に活かすかの立場の違いに反映されていたのでした。

このうち前者、つまりモンロー・ドクトリンの目的をアメリカ単独で追

求するのは時代遅れであり、これをパン・アメリカ化する時が来たと考えたのがウィルソン大統領でした。彼はABC諸国などと共に、メキシコ革命に共同で対応（つまりは介入ですが）しようとし、また、モンロー・ドクトリンを多国間化する目的でパン・アメリカン条約の締結に乗り出しました。これは、締約国が相互の領土保全と独立の尊重を保障しあうという条文を柱とする条約案で、アメリカが第一次世界大戦に参戦する直前まで、その可能性が追求されます。そして、第一次大戦参戦後、ウィルソンや彼の腹心であったハウス大佐は、これと同じような構想を、西半球の中のみならず、世界でグローバルに追求しようとしました。それが連盟構想であり、なかでも連盟規約の第10条でした。これは、「締約国は相互の領土保全と政治的独立の尊重とを保障しあう」というもので、ウィルソンが規約の「心臓」と称したものです。付け加えるならば、パン・アメリカン条約の中では、独立の尊重のあとに、「共和政体のもとでの」というフレーズがついていたことが注目すべき点です。このフレーズはやがて消えますが、いずれにせよ、ウィルソンは、パン・アメリカン条約を、そして国際連盟構想を「モンロー・ドクトリンの普遍化」として捉えていたのでした。

しかし、モンロー・ドクトリンをあくまでもアメリカ一国の安全のためのものであると解釈し、その延長線上でウィルソンの掲げる連盟構想に真っ向から反対したのが、彼の「天敵」であるヘンリー・C・ロッジ上院議員やセオドア・ローズヴェルト元大統領、エリヒュー・ルート元国務長官といった共和党の大物たちでした。彼らにしてみれば、モンロー・ドクトリンがアメリカの安全擁護を掲げている以上、これをパン・アメリカ化すること、ましてやグローバル化することは不可能でした。そして、ウィルソンの言うモンロー・ドクトリンの普遍化は、つまりは地理的境界を取り払うことによってこのドクトリンを無力化し、解消してしまうことに他ならないと主張したのです。

ここに見られるのは、もちろん、アメリカの安全保障の問題、あるいは外交方針についての根源的な意見の対立でした。そして、それはいみじくもモンロー・ドクトリンとは何か、という問題をめぐる対立でもあったわけです。私がなぜ、「モンロー・ドクトリンの系譜」に興奮するのか、ここからわかっていただけるでしょうか。

2）モンロー・ドクトリンの歴史的文脈

それでは、オリジナルなモンロー・ドクトリンとはいったいどのようなものだったのでしょうか。私は歴史研究には前後左右が必要だと思っているのですが、左右、つまり比較の視点については、私の守備範囲を超えてしまいますので、今日は前後、つまりモンロー・ドクトリンの前史とその後、という観点に立ち返りたいと思います。ただし、このあたりの研究書をきちんと読んだのはずいぶん前のことで、今回読み返す余裕はありませんでした。新しい研究を見落としている可能性があることをあらかじめお詫びしたいと思います。

モンロー・ドクトリンが出されたのは1823年ですが、この時代には、まだ建国当初のアメリカ外交をめぐる論争の残影が存在していました。ご存知のように、アメリカ初期には、ジェファソンとハミルトンとの対立に象徴されるような厳しい対立が、内政のみならず外交でも展開されました。それはやや乱暴に言ってしまえば、外交を「理想」の追求の場と捉える立場と、外交を「利益」の追求と捉える立場との対立ともいえます。ジェファソンは、権力闘争や勢力均衡といった発想は共和主義に反するものだと考え、アメリカは軍事力ではなく通商によって大国となっていくというヴィジョンを持っていました。対するハミルトンは、軍事力、とくに海軍力や強い中央政府を持つイギリスを模範とする国家のヴィジョンを持っていましたが、同時にアメリカはヨーロッパの権力政治に加わるのではなく、西半球でのヘゲモニーを追求すべきだと考えていました。これにジョン・アダムズやジェームズ・マディソンといった人々が加わって複雑な思想地図を描くことになるのですが、それを「ヨーロッパからの隔離」という一つの形に収斂させたのが1796年のワシントンの告別演説だったわけです。

ワシントンの告別演説は、三つのメッセージを後世に伝えようとしたと考えられます。一つは、ヨーロッパ諸国の陰謀によって、アメリカ国内の党派対立が生まれることに対する戒め、なかでもそれが「共和政府」にとって脅威であるという強い警告です。実際はこれがワシントンの最も言い残したかったことでした。二つ目は、通商関係を結ぶにあたって、アメリカは中立を維持し、すべての国と公平に経済関係を追求するという立場をとるべきだということ。そして、三つ目は、アメリカがヨーロッパから隔離されているという地理的優位を強調し、それを失ってはならないということです。

この三つの提言から窺えるのは、ヨーロッパからの「孤立」は、あくまでも新興国アメリカの安全を確保し、その繁栄を通商によって促すための方策として出されたということです。それは、ヨーロッパ諸国がナポレオン戦争に明け暮れ、アメリカでもスパイが暗躍する中で、新興国がとった合理的な選択だったと言えるでしょう。安全と独立の維持こそが、最も重要な課題だったのです。

ただ、その後の歴史からの視点で一つ注目するとすれば、「孤立」を主張するワシントンが、アメリカの「特殊な位置の利点」を語り、「われわれの平和と繁栄」と「ヨーロッパの野心、敵対、利害……」を対比させている点です。「地理的な境界線」を引くことによって、アメリカの「道義的優位」を示唆していること、そして「個別・具体的な利益」を「普遍的価値」で語るというアメリカ外交の特徴は、国内の世論統一を訴えることを主眼としたワシントンのこの演説にすでにあらわれていると言えます。

このような背景を踏まえたうえでモンロー・ドクトリンを読むとどうなるでしょうか。モンロー・ドクトリンも周知のとおり、具体的なヨーロッパの状況に促されて発表されたものです。ウィーン体制の成立後、神聖同盟諸国がラテン・アメリカを再び植民地化するのではないかと恐れられたこと、ロシアがアラスカから北米の西海岸を窺っていたこと、そのような状況のもとで、イギリスからの共同宣言の申し出を断って、アメリカ単独で発表されたのが、この年次教書でした。なお、イギリスと共同歩調をとるのを嫌った背景には、アメリカはラテン・アメリカの独立をすでに承認していたのにイギリスはまだであったという立場の違いがあり、さらに、イギリスはラテン・アメリカへの領土的拡張を相互に否定する提案をしたのに対し、アメリカはラテン・アメリカに「自由の帝国」を築く野心を捨てていなかったといった理由があげられます。アメリカが西半球に領土的野心を持ち、ジェファソンを含めてそれを公言する指導者たちがいたのは確かです。

ただ、ここで注目すべきは、このような状況のもとで守ろうとしていた「個別・具体的な利益」が、どのような言葉で語られているのかということです。モンロー・ドクトリンは、ワシントンの告別演説にくらべると、より明確に原則的な言葉で、ヨーロッパと西半球との対比を語っています。それは、西半球を「植民地の対象としてはならない」という主張に続いて、

「政治組織」の問題として、ヨーロッパとアメリカ（西半球）との違いが強調されているところに見られます。モンロー・ドクトリンが「共和制」や「被治者の同意による統治」や果ては「民主主義」を擁護する主張だと捉えられるようになる原因はここにあるわけです。

それと同時に、モンロー・ドクトリンにはもう一つ、見逃せない点があります。それは、ヨーロッパと南北アメリカとに関する政策の違いがどのように表現されているかということです。ヨーロッパ諸国については、アメリカは「どの国の国内問題にも干渉しない、事実上存在する政府をわれわれにとっての合法的政府とみなす……」といわれていますが、これは王政であれ独裁であれ、de factoに存在する政府を承認するということです。つまり「政治組織」は問わないということです。他方、南北アメリカについては、「事情はいちじるしくまた明白に異なっている」のです。「神聖同盟諸国がその政治組織を南北いずれかの大陸のどの部分にでも拡張しようとすれば、必ずやわれわれの平和と幸福とは危険にさらされる」、そして「わが中南米の仲間たちが、放っておけばひとりでに神聖同盟諸国の政治組織を採用するであろうなどと信じる人は一人もいない……」と続きます。そして、「当事者自身に任せることが依然として合衆国の真の政策だ……」ということになるわけです。

ここから立ちあらわれるモンロー・ドクトリンは、いくつかの問題点を含むことになりました。まず一つは、ラテン・アメリカに「神聖同盟諸国の政治組織」はあってはならないこと、もしあったとすれば、それはヨーロッパからの干渉によるものだと断定するという姿勢――ここには循環論法が見られます。ラテン・アメリカ諸国が自発的に王政や独裁体制を選ぶことはありえないから、もしそういった体制が出現したら、それは外部の圧力によるものだ……しかし、最初の「ありえない」という言葉には、論理的な根拠は実はありません。

第二には、そのように断定しながらも、「当事者自身に任せること」がアメリカの政策であると主張している点です。しかし、今お話したように、当事者が下した決断が、当事者自身の決断なのか、それとも外から強制されたものか、これを判断する権利をアメリカは明らかに留保しているのです。それにもかかわらず、このように言い切っているところにも問題が潜んでいます。

そして、第三には、このような主張が究極的にはアメリカの安全のため

なのか、それとも西半球の共和制を擁護するためなのかが切り分けられていない点です。「われわれの平和と幸福とが危険にさらされる」という部分からは、モンロー・ドクトリンの目的は、アメリカ合衆国の安全の確保であるように思われます。しかし、共和主義的な政治組織がアメリカ全体を覆うのが必然であるという主張からは、モンロー・ドクトリンの目的は、西半球の共和制を守ることにあると捉えられるのです。あるいは、西半球が共和制によって覆いつくされてない限り、アメリカには安全がないと考えるのでしょうか……そうなってくると、これはウィルソンのいう「世界は民主主義にとって安全なところとならねばならない」という考え方に直結しているとすら考えられるのです。

ウィルソン政権期に見られたモンロー・ドクトリン解釈をめぐる混乱は、このようにして発表当時から、この文書に潜んでいたものでした。ウィルソンは、基本的にモンロー・ドクトリンを共和制＝「被治者の同意による統治」を擁護するための原則であるととらえ、これを西半球に、そして全世界に拡大しようとしたのです。そして、彼は、西半球のみならず、世界中どこにおいても「当事者自身に任せられた」場合には、必ずや人々は民主主義を選ぶと信じていました。それに対して、セオドア・ローズヴェルトやルートはモンロー・ドクトリンがどのような共和制や民主主義の言葉を使っているにせよ、これがアメリカ一国の安全保障上の政策である以上、これを汎米化したり普遍化したりするのは論理的にありえないと主張したのです。

3）T・ローズヴェルトとウィルソン

では、ローズヴェルトによるモンロー・ドクトリンの解釈と展開はどのようなものであったのか。時代的には前後してしまいますが、ここで、1904年の年次教書でセオドア・ローズヴェルト大統領が発表した「ローズヴェルト・コロラリー」を見たいと思います。これを見るならば、なぜローズヴェルトがウィルソンの連盟規約、とりわけそのモンロー・ドクトリンとの関係について強い批判を繰り広げていたかが分かると思います。

周知のとおり、この文書が発表された背景には、中米・カリブ海周辺諸国の混乱がありました。ドミニカ共和国、ハイチ、ニカラグア、ベネズエラといった国々の政治秩序が安定せず、反乱や革命が頻発する中で、20世紀初頭には、この地域に経済的な権益をもつヨーロッパの国々が、人命や

財産の保護にあたったりするために、海上封鎖など実力行使に訴えるといったことがしばしば起こるようになっていました。アメリカとしては、これを国際法上認められる行為と判断していたものの、このような介入が長期的な支配に転化することは、当然好ましくないと考えていました。まさに「モンロー・ドクトリンの危機」だったわけです。

ヨーロッパ列強が債務の返済を迫って軍事行動をおこし、居座るような状況を阻止しなければならない――そのために提案されたのが、アメリカが列強に代わって「秩序の維持」と「約束の履行」のための「国際警察力」を行使するという方策でした。典型的な例が税関管理で、これは債務不履行に陥った国の税関をアメリカが押さえ、関税収入を管理してヨーロッパ諸国への債務の返済に充てるといったやり方です。もちろん、こういった行動に付随して、秩序維持を名目とする海兵隊の上陸も想定されていました。

このような行動を説明し、正当化するために出されたのが、「モンロー・ドクトリンのローズヴェルト・コロラリー」でした。この中で、ローズヴェルトは、アメリカには領土的野心はないことを主張し、アメリカが望んでいるのは、隣人が秩序を維持し、法を遵守していることだと語ります。しかし、もし「条約遵守違反やその他社会の紐帯が崩れることになれば、どこかの文明国の介入が必要となってこよう」、としたうえで、西半球においてはモンロー・ドクトリンにしたがって、その文明国はアメリカでなければならない、と主張するのです。

このローズヴェルト・コロラリーは、その10年後に提唱されることになる「ウィルソンによるコロラリー」とは大きく異なるものであると言えます。一つには、これが地理的境界を前提としていること――その意味では、オリジナルのモンロー・ドクトリン同様、射程が西半球の内部に止まっていたことです。ローズヴェルトによれば、西半球においては、アメリカが「文明国」の役割を担うのであり、少なくともこの段階ではこれを世界大に広げる意図は示していません。

二番目には、介入の意図は、条約義務の遵守ができるような秩序の維持であり、相手国の政治組織の問題ではないということです。言いかえるならば、たとえばドミニカ共和国が独裁政権であっても、秩序を守り、債務を返済できていれば、介入する必要はないというのがローズヴェルトの立場でした。この点では、ローズヴェルト・コロラリーは、ウィルソンの立

場とも、オリジナルなモンロー・ドクトリンの立場とも異なっていることになります。

そして三つ目には、これが究極的にはアメリカ本国の安全と利益のための政策だと捉えられていることです。相手国、あるいは西半球全体の福利を考えるのではなく、アメリカの平和と安全の維持こそが、モンロー・ドクトリンの第一の目的である点でも、ローズヴェルトの考え方は、ウィルソンのそれと対極にあったといってよいでしょう。確かに、ローズヴェルト・コロラリーの中でも「われわれの利益と、南の隣人たちの利益とは同一だ……」と言っているくだりがあり、個別的な利益と普遍的な利益との境界が曖昧になっているふしは大いにあります。しかし、ローズヴェルトがウィルソンのように、アメリカは自らの利益を度外視できる利他的な国家だと考えたということはまずありません。

しかも、興味深いのは、ローズヴェルトがこの行為を称して、「国際警察力」の行使であると言っていることです。「国際警察力international police power」という表現は、国連による安全保障システム、とくに冷戦終焉後に脚光を浴びるようになった内戦や「破綻国家」に対する平和維持活動などを説明するときにしばしば使われる言葉です。その意味では、革命や反乱を阻止して秩序を維持し、外からの脅威を未然に防ぐために「国際警察力」を行使すると主張するローズヴェルトは、「被治者の同意による統治」の原則を西半球という枠をとりはらって世界化しようとしたウィルソンと同様に、モンロー・ドクトリンに軸足をおきながら将来の国際機構につながる発想を提示していたと言えるでしょう。ただ、この両者の思い描く国際機構の間には、大きな隔たりがあった、ということになります。

ここでいったん問題を整理して、モンロー・ドクトリン解釈を複雑化させている――そしてモンロー・ドクトリンの歴史を興味深いものとしている――二つの互いに関連する要因を確認したいと思います。

まず一つ目は、モンロー・ドクトリンが、政治組織の話――つまり共和制の擁護――と、アメリカ合衆国および西半球の安全保障の話とを混ぜこぜにしている点です。ワシントンの告別演説に見られたように、建国期からアメリカは独立の維持――つまり安全保障――と、共和政体の保持とを、あたかも同義であるかのように語っていました。つまり、アメリカ外交においては共和制という政治理念（そして自由貿易という経済的理念）と、

安全保障の概念とは切り離せないものと捉えられていたのです。

さらに、この安全保障の概念を西半球全体に（一方的に）拡張することになるモンロー・ドクトリンでは、アメリカの安全と共和政体の維持とが混ぜこぜになっただけでなく、これを西半球の安全と結びつけることになってしまいました。そのために、いよいよモンロー・ドクトリンは、アメリカの安全のためなのか、あるいは共和制の維持のためなのか、これによって守られるのはアメリカ一国の利害なのか、西半球全体の利害なのか、わからなくなってしまったのです。

そして、このような曖昧さが絡み合った結果、アメリカ外交にはさまざまな矛盾が内包されるようになりました。一つは、アメリカの政治指導者たちが、自己認識を誤ったり、自己暗示にかかったりする状況が生まれたことです。露骨な利益追求をしながら、理念を掲げて戦っていると信じたり、アメリカは自己利益を度外視して世界の利益を代弁できるのだと本気で信じたりといったケースはその典型でした。もう一つは、安全保障上の理由から、あるいはイデオロギー上の理由から、さまざまな非民主的な政権を支持しながらも、あくまでも自国の外交が共和制や民主制を追求するものだと主張し続けるようになったことです。掲げる理念と現実とが乖離しても、決して看板を下ろすことはない――このような態度は、アメリカの行動を律する側面もありましたが、同時に矛盾を糊塗する結果をも導きました。

これに関連する二つ目の点は、モンロー・ドクトリンで示された地理的境界線の意味が多義的であることです。もし、モンロー・ドクトリンが安全保障を主眼とするものであるという前提に立つならば、少なくとも第二次世界大戦までの時代は、アメリカにとって重要な地域はある程度限定されていました。ローズヴェルト・コロラリーの時代から1930年代初頭までは、カリブ海・中米地域が、とくにパナマ運河との関連で最も重要な地域でした。その後、ナチズム・ファシズムの脅威が言われるようになると、1939年に合意された西半球の安全地帯（hemispheric safety belt）に見られるように、安全保障は西半球全体（カナダは除く）として考えられるようになります。その範囲は流動的でしたが、モンロー・ドクトリンがアメリカの物理的安全を保障するためのものであると考えるならば、地理的境界はどのような形であれ、消滅することのない要素でした。

他方、モンロー・ドクトリンが政治組織の話であるとすれば、地域的境

界ははじめから取り除かれるべきもの、あるいはあってはならないものだったと言えます。つまり、モンロー・ドクトリンが発せられた時代には、国力が相対的に弱かったために、アメリカは地理的境界を前提に、「アメリカの政治組織」の独自性と優位性を主張せざるを得ませんでした。しかし、大陸の征服を成し遂げて国力を増大させ、フィリピンやグアム、キューバなどを植民地化したり保護国化したりするようになると、アメリカ流の政治組織を、西半球を超えて追求する可能性と「妥当性」が生まれるわけです。そもそも、共和制が優れた政治組織であるとするならば、なぜその適用を世界の一部に限定する必要があるでしょうか。「モンロー・ドクトリンを普遍化」しようとしたウィルソンにとってみれば、民主主義や自己統治の原則は、決して西半球内に囲っておくべきものではありませんでした。そして、彼が宣戦布告を求める議会教書で述べた言葉が「世界を民主主義にとって『安全』なところとする」であったことを考えると、まさに彼の思考の中では、民主主義と安全とが結びつき、その結合が西半球という囲いを突破するヴィジョンが描かれていたと推測できるのです。

4）モンロー・ドクトリンの終焉？

第二次世界大戦の経験は、アメリカの安全保障の概念を決定的にグローバル化します。それは必ずしも西半球への関心が弱まったということは意味しません。モンロー・ドクトリンは過去のものになったという言葉は繰り返されますが、冷戦時代、J・F・ダレス国務長官からR・レーガン大統領まで、いかにラテン・アメリカ諸国における反米主義に敏感であったかを考えるならば、西半球を勢力圏として確保するという意味でのモンロー・ドクトリンが失われたわけではないことは明らかです。ただ、地理的境界を超え、ヨーロッパやアジアでアメリカの「政治組織」を広めようとする衝動のほうが強烈であったために、西半球への関心は、アメリカのグローバルな外交の中に組み込まれていったと表現することができます。西半球から発信する形でのアメリカ外交は確かに終焉しました。

実は、国際連合憲章の中にも、モンロー・ドクトリンの二面性が取り込まれているのは興味深いことです。国際連盟が規約の第21条で、モンロー・ドクトリンのような地域的取り決めを否定しない、といっていたように、国連憲章でも第52条から54条で、地域的組織の存在が容認されています。普遍的な組織と地域的な組織との関係は、国際機構を構想する際にいつも

問題になってくるのですが、この条文によって地域的組織が容認されたこともあって、憲章を承認するにあたっては議会からの反発はさほどありませんでした。

しかし、より重要なのは、憲章第51条です。これは、もしも侵略行為が起こり、しかも国連安全保障理事会が拒否権によって麻痺した場合に、加盟国は手をこまねいて何もできないのか、といった問題意識から生まれたものでした。自衛権は認められなければならないであろう、そして個別的だけでなく集団的自衛権も認めて、意を共にする国家が、侵略国に対して一致団結して抵抗することは当然認められるべきである。このような議論の結果できたのが第51条ですが、特徴的なのは、これが地理的なまとまりを超えた集団を想定しうることです。そして、実際にソ連の拒否権によって安保理が麻痺するようになると、この集団的自衛権という概念は、行使することができる、というものから、行使すべきである、という意味合いに変化していくのです。

冷戦の激化につれて、地域的取り決めではなく憲章51条の集団的自衛権の概念が優位に立つようになると、モンロー・ドクトリンに見られたような地理的な境界はいよいよ曖昧になっていきました。安全はグローバルに、同質的な国家（つまり反共という価値を共有するアメリカの同志たち）の集団によって守られるという考え方が主流となります。そして、アメリカは、その勢力圏を南米に保持したまま、北大西洋条約機構や東南アジア条約機構、ＡＮＺＵＳや米韓・米台・日米安保条約などを締結しました。これらの条約は、それぞれ地域性を謳ってはいますが、その根拠は地域的取り決めではなく、憲章第51条の集団的自衛権にあるものでした。これはセオドア・ローズヴェルトの勝利ではなく、ウィルソンの勝利だった――そう言えるのではないでしょうか。

おわりに

冷戦時代から今日に至るまで、アメリカ外交において大きなインパクトを持った文書をあげるとすれば、これも陳腐ですが、やはりトルーマン・ドクトリンがその一つだと言わざるを得ないと思います。これは、モンロー・ドクトリンのように「尊敬の念」をもって語り継がれられることはなく、むしろ、誇大妄想であるといった批判を受けてきました。ヴェトナム戦争の時代には、このような考え方こそが、際限のない介入を招いたとして、

「リアリスト」を自称する人々から、批判の対象として捉えられることが多かったのです。しかし、冷戦がソ連の崩壊をもって終焉した時代、つまりアメリカの「勝利」言説が強かった時代には、トルーマン・ドクトリンの思考様式はつねにアメリカ外交に見え隠れしていました。そして、それはG・W・ブッシュ大統領の「テロとの戦い」のレトリックには、ほとんど生き写しのように反映されていました。

トルーマン・ドクトリンは、左派ゲリラによる反政府活動に悩まされていたギリシア政府と、ボスフォラス＝ダーダネルス海峡をめぐってソ連の圧力を受けていたトルコへの援助をアメリカが担うという決断をしたトルーマン政権が、議会に承認を求めるために行った演説を指しています。モンロー・ドクトリンとの関連で読み解くならば、この文書の大きな特徴の一つは、言うまでもなく地理的境界の突破です。ギリシアとトルコは、アメリカからすると地理的にも歴史的にも非常に遠い地域ですが、そこへの援助を謳っていること。これは明らかにモンロー・ドクトリンの地理的言語からの逸脱です。そして、重要なのは、トルーマン・ドクトリンが、それを明確に意識して書かれたものであったことです。トルーマンはギリシアやトルコへの援助法案を通すためには議会を徹底的に脅さなければならない、という議員からの助言のもと、ことさらにソ連の脅威を誇張して、「錯綜する同盟」への批判を封じ込めようとしたのでした。

他方、トルーマン・ドクトリンにあらわれている政治組織に関する言説は、モンロー・ドクトリンを継承し、強化したものと解釈できるでしょう。二つの対立する政治体制という枠組みは、専制と自由との対立として描かれていました。そればかりではありません。「自由を求めて戦っている人々を支持するのがアメリカの役割だ」というのは、政府を転覆しようとしている人々に対してでも助けの手を差し伸べようということを意味します。共和制（ワシントン、モンロー）は民主主義（ウィルソン）という言葉を経て、自由（トルーマン）という言葉に帰着していますが、このような「善い政治組織」を自国の安全の要とする発想は、トルーマン・ドクトリンでも強烈に示されているのでした。

このような中でモンロー・ドクトリンは「死んだ」といえるかどうか―これは答えを出すのが難しい問題です。

確かに、アメリカが西半球を特別視する傾向が弱まっていったのは事実

ではないかと思います。冷戦時代にも、ニカラグア、グアテマラ、エルサルバドルなどへの介入は続きました。カストロのキューバに対して示された敵意も、この国がモンロー・ドクトリンを脅かす、「喉元にささったとげ」だったからこそ、あれほど強かったのでしょう。ただ、ラテン・アメリカ諸国への厳しい姿勢は、どちらかというと、「西半球の安全」というナラティブではなく、冷戦のナラティブの中から生まれていたような気がします。

他方、国家の安全と民主主義の擁護とは切り離すことはできないというモンロー・ドクトリンのもう一つのメッセージは、冷戦時代以降、より強まっていったと言えるかもしれません。最近の例をとっても、イラクやアフガニスタンで憲法の制定から選挙の実施まで、執拗にアメリカ主導の政治制度を持ち込もうとする背景には、「世界を民主主義にとって安全なところにする」といった発想が潜んでいるように思われます。そして、「民主主義」が「アメリカ」という国家と同一視され、アメリカの民主主義が相対化されていないところにも、やはりモンローの時代からウィルソンを経て、ブッシュにいたるまでの連続性が見られるような気がするのです。

もちろん、より個別的な検討が必要ですが、モンロー・ドクトリンがアメリカ外交を読み解く鍵であり続けているということは、否定できない事実だということを結論としたいと思います。

※この論説は、2010年７月６日に成蹊大学で開催された研究会（科学研究費　基盤研究（B）「モンロー・ドクトリンの行為遂行的効果と21世紀グローバリズムの未来」代表者下河辺美知子成蹊大学文学部教授）での報告原稿である。下河辺教授、ならびに研究会に参加された方々に感謝したい。

参考文献

Cooper, John Milton, Jr.,*Woodrow Wilson: A Biography* (Knopf, 2009).

Gardner, Lloyd C., *Safe for Democracy: The Anglo-American Response to Revolution, 1913-1923* (Oxford University Press,1984).

Gilbert, Felix,*To the Farewell Address: Ideas of Early American Foreign Policy* (Princeton University Press,1961).

Knock, Thomas J., *To End All Wars: Woodrow Wilson and the Quest for a New World Order* (Princeton University Press, 1995).

Murphy, Gretchen, *Hemispheric Imaginings: The Monroe Doctrine and the Narratives of U.S. Empire*（Duke University Press, 2005）.
Perkins, Bradford, *Castlereagh and Adams: England and the United States, 1812-1823*（University of California Press,1964）.
Perkins, Dexter, *A History of the Monroe Doctrine*（Little,Brown &Co.,1955）.
Stephanson, Anders. *Manifest Destiny: American Expansion and the Empire of Right*（Hill and Wang, 1996）.
Weinberg, Albert, *Manifest Destiny: A Study of Nationalist Expansionism in American History*（Johns Hopkins Press,1935）.
Whitaker, Arthur P., *Western Hemisphere Idea*：*Its Rise and Decline*（Cornell University Press, 1954）.
Widenor, William C., *Henry Cabot Lodge and the Search for an American Foreign Policy*（University of California Press,1980）.
中嶋啓雄『モンロー・ドクトリンとアメリカ外交の基盤』（ミネルヴァ書房　2002）。
西崎文子『アメリカ冷戦政策と国連　1945-1950』（東京大学出版会、1993）。
西崎文子「モンロー・ドクトリンの普遍化――その試みと挫折」『アメリカ研究』第20号（1986）184-203頁。